# 高等専門学校設置基準等の日英翻訳 一式 仕様書

令和2年11月 独立行政法人 国立高等専門学校機構

# 1. 件名

高等専門学校設置基準等の日英翻訳 一式

## 2. 目的

独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「当機構」という。)では、海外展開事業を推進するにあたり、諸外国の学校関係者及び関係省庁に対して日本の高専制度について説明する必要が生じることから、関係法令等の翻訳を行い、説明の根拠資料とすることを目的とする。

#### 3. 業務内容

次に挙げる対象法令等の英語翻訳を実施する。なお、附則を含む全文を対象とする。

- ①高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)
- ②独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)
- ③高等専門学校機関別認証評価実施大綱(令和2年3月改訂)
- ④高等専門学校評価基準(機関別認証評価)付選択的評価事項(平成29年1月改訂)
- ⑤高等専門学校機関別認証評価(付 選択的評価事項)自己評価実施要項(令和2年 3月改訂)

#### 4. 実施方法

- (1) ①及び②については、対象法令の翻訳は法務省が公表している「法令用語日英標準対 訳辞書(平成31年3月改訂版)」、「法令翻訳の手引き(平成30年6月版)」及び「令 和2年度日本法令外国語訳データベースシステム翻訳法令提出マニュアル」に準拠し て実施するとともに、英語を母国語とする実務経験3年以上の者の英文校閲、日本の弁 護士資格及び英語圏の弁護士資格(又は英語圏の法学修士)を取得している者による校 閲を厳格に実施する。
  - ③、④及び⑤については、対象実施大綱等の翻訳は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が公表している「高等教育に関する質保証関係用語集(第4版)」に準拠し、翻訳作業に際しては、「Institutional Certified Evaluation and Accreditation of Universities General Principles: 2019-2026」、「Institutional Certified Evaluation and Accreditation of Universities Standards for Evaluation and Accreditation of Universities: 2019-2026」及び「Practical Instructions for Self-Assessment」を参照のうえ実施する。併せて、教育の分野に精通する英語を母国語とする実務経験3年以上の者の英文校閲を実施する。
- (2) 成果物は日英併記の形式及び英文表記の双方で提出する。
- (3) 実際の翻訳対象については、対象法令等の改正等により変更となる可能性があることに留意する。
- (4) 作業手順や作業内容など具体的な事業実施に当たっては当機構の指示に従い事業を実施する。

### 5. 実施期間

委託契約締結日から令和3年2月26日(金)までとする。ただし、当機構において校閲を実施するため、令和3年2月12日(金)までに翻訳対象について翻訳を行ったもの(日英併記)を仮提出すること。

# 6. 納入物

法令等外国語訳の電子媒体(CD-R)一式

翻訳対象法令等の日英併記形式及び英文表記形式の電子媒体をCD-Rに記録し一式提出する。

電子媒体は、pdf 形式及び docx 形式の 2 種類の形式とし、その設定は次のとおりとする。ページ設定は A4、フォントは日本語文を「MS明朝」、英語文を「Times New Roman」、フォントサイズは 12 ポイント以上とし、その他不明な点は当機構担当者と相談のうえ決定すること。

# 7. 納入場所・納入期限

(1) 納入場所

独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局 財務課 財務システム係 〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 701-2

(2) 納入期限

令和3年2月26日(金)

#### 8. 請負者の要求要件

- (1) 過去に公的機関の法令等の翻訳業務の実績を10件以上有すること。
- (2) 英語を母国語とし、英文校閲の実務経験を3年以上有する者による英文校閲が保証できること。
- (3) 3. の①及び②の翻訳については、日本の弁護士資格に加えて英語圏の弁護士資格 (又は英語圏の法学修士)を取得している者による校閲が保証できること。
- (4) 3. の③、④及び⑤の翻訳については、教育の分野に精通する英語を母国語とし、英文校閲の実務経験を3年以上有する者による校閲が保証できること。
- (5) 業務の進捗状況について、随時当機構へ報告すること。また、本事業に係る当機構からの問合せ等に迅速・柔軟に対応できる要員数、体制で事業を実施すること。

#### 9. 知的財産権

成果物に関する一切の知的財産権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)については、当機構に帰属する。また、著作者人格権を行使しないこととする。

#### 10. 再委託などの禁止

請負者は、本業務を自ら履行するものとし、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部として第三者委託をする場合は、当機構の承認を得た上で行うこと。

# 11. その他

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、当機構と協議のうえ、実施するものとする。